

西宮市広報アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報アドバイザーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 広報アドバイザーとは、市の広報に関する具体的な課題に対し、専門的な立場から助言または支援を行う者をいう。

(選任)

第3条 広報アドバイザーは、専門的な知識及び経験または優れた技能を有する者のうちから、市長が選任する。

(任期)

第4条 広報アドバイザーの任期は1年以内とする。ただし再任は妨げない。

2 広報アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定に関わらず、市長はこれを解任することができる。

(1) 広報アドバイザーより辞任の申出があったとき。

(2) その他市長が広報アドバイザーを解任すべき理由があると認めるとき。

(謝金等)

第5条 市は、広報アドバイザーから助言等を受けた場合、1時間につき2,750円の謝金を支払うものとする。なお、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ1時間とする。

2 遠隔地よりWeb会議にて助言等を受ける場合は、Web会議サービス等を利用した時間のみを謝金の対象とし、広報アドバイザーが助言の準備等に要した時間は謝金の支払い対象に含まないものとする。

3 広報アドバイザーから対面で助言等を受ける場合は、西宮市職員等の旅費に関する条例(昭和34年4月1日西宮市条例第14号)に定めるところにより、旅費を支給することができるものとする。

4 謝金及び旅費の支払いについては、広報アドバイザーと合意の上で、月まとめて支払うことができるものとする。

(利用状況報告)

第6条 広報アドバイザーから助言等を受けた場合は、広報アドバイザー利用状況報告書(第1号様式)により報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 広報アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 広報アドバイザーに関する事務は、政策局市長室広報課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

広報アドバイザー利用状況報告書

広報課長 様

(職・氏名)

西宮市広報アドバイザー設置要綱に基づき、下記の通り利用状況を報告します。

記

相談日時	年 月 日 () : ~ :
相談形態	Web 会議 / 対面
アドバイザー名	
参加職員名	
相談テーマ	

相談日時	年 月 日 () : ~ :
相談形態	Web 会議 / 対面
アドバイザー名	
参加職員名	
相談テーマ	

相談日時	年 月 日 () : ~ :
相談形態	Web 会議 / 対面
アドバイザー名	
参加職員名	
相談テーマ	

※相談実施ごとに記載すること